



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和 6年11月

第164号

第9回滋賀県交通安全フェア開催



10月19日(土) 滋賀県トラック総合会館周辺において滋賀県交通安全フェアが開催されました。当日はあいにくの天気でしたが、多くの方にご参加いただき成功裏に開催することができました。ご協力いただいたすべての方々にお礼申し上げますとともに、改めて表彰を受けられた皆様にお祝い申し上げます。



滋賀県総合防災訓練に参加しました





高速しが

令和6年
(2024)
11月号

発行 滋賀県高速道路交通警察隊：滋賀県高速道路交通安全協議会



降雪期を迎えます 冬の装備・対策は早めに準備!

冬期には、積雪や道路の凍結による交通事故が多くなります。出発地では晴れていても、通過地点や目的地では天候が急変し突然の降雪に見舞われることがあります。

冬の高速道路では、降雪期を迎え天候の急変に慌てないように冬用タイヤに交換し、タイヤチェーン、牽引ロープ、スコップ等、事前の準備を早めにしておきましょう。



走行前の点検整備は念入りに!

バッテリー

冬期はバッテリーの消耗が激しくなります。あらかじめ、整備工場等でチェックしておきましょう。



不凍性軽油の補給

普通軽油は零下10℃以下で凍結の恐れがあります。

寒冷地（北海道、中部山地、東北）に入ったら不凍性軽油を補給しましょう。

燃料は満タン

雪道は普段より燃料消費が早いので、常に燃料計で確認しましょう。

ワイパーブレード

ゴムの劣化をチェックし、できれば雪に強い冬用のブレードに交換しましょう。

ラジエーター&ウォッシャー液

寒冷地では不凍性のものに入れ替えましょう。ウォッシャー液は大量に消費するので必ずチェックしましょう。

過信の陰に危険が潜む

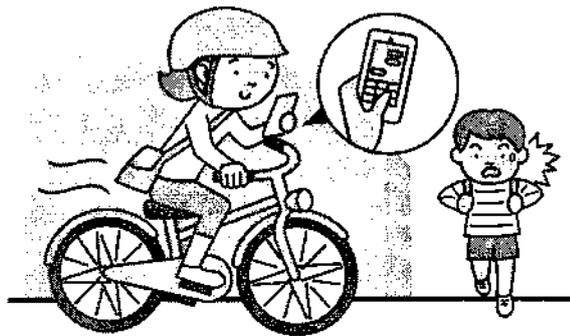
雪道、凍結路には予期せぬ状況が潜んでいますので、過信しない、無理しない運転を心がけてください。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ

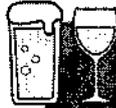


スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

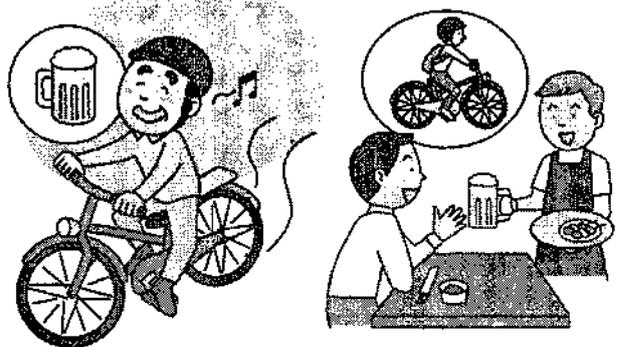
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。